

建築士、建築士事務所の開設者等を対象とする講習の指定に関する要項

(目的)

第一条 この要項は、建築士、建築士事務所の開設者等を対象とする講習の指定に関し必要な事項を定めることによつて、建築物の設計、工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図り、もつて県民の利益の保護と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この要項で「法定団体」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）（以下、「法」という。）第 22 条の 4 又は第 27 条の 2 に規定された団体をいう。

2 この要項で「講習」とは、法第 22 条の 4 第 5 項又は法第 27 条の 2 第 7 項の規定により、法定団体が行う義務がある研修をいう。

(指定)

第三条 知事は、法第 22 条第 2 項の規定に基づく措置として、法定団体が行う講習のうち、建築物の設計、工事監理に必要な知識及び技能の維持向上又は建築士事務所の業務の適正化を図るうえで奨励すべき講習を、この要項により指定することができるものとする。

2 前項の指定は、法定団体の申請により行うものとする。

(指定の申請)

第四条 指定を受けようとする法定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 法定団体の名称、代表者の氏名及び住所
- 二 講習の名称及び対象者
- 三 講習の日時、場所
- 四 講習の科目及び時間
- 五 講師の選任方針、講師の氏名及び略歴
- 六 受講料

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする

- 一 定款又は寄付行為
- 二 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 三 申請の日の属する事業年度の前年度における財産目録及び貸借対照表
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 講習において使用するテキスト又はその作成要領を記載した書類
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる書類は、講習に係わる事項と他の事業に係わる事項とを区別して記載したものでなければならない。

(指定の基準)

第五条 指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 講習は、主として、県内に在住し又は県内で業務を行う建築士、又は熊本県知事に登録を受けた建築士事務所の開設者を対象とすること
- 二 講習の内容は、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上又は建築士事務所の業務の適正化を図るうえで、適正かつ有益と認められるもの
- 三 講習の内容に応じて、受講者の利便に関する事項について適切に配慮されていると認められるものであること
- 四 講習に営利性がなく、宗教性、政治性を伴う内容が含まれないこと
- 五 講習は、会場の収容人員制限等特段の理由がある場合を除き、受講を希望する者の受講を妨げないものであること

(指定講習の表示及び受講促進)

第六条 指定を受けた講習（以下、「指定講習」という。）を実施する法定団体（以下、「実施法人」という。）は、指定講習を実施するときは、指定を受けたものであることを表示するものとする。

- 2 実施法人は、指定講習の内容について、常に最新の建築関係の情報提供に努め、適切な周知方法によって対象とする建築士、建築士事務所の開設者の受講促進に努めるものとする。
- 3 実施法人は、当該講習については、特段の理由がある場合を除き、建築 CPD 運営会議が行う建築 CPD 情報提供制度による講習としての認定を受けるよう努めるものとする。

(変更の承認等)

第七条 実施法人は、指定講習について、第四条第一項第二号から第六号まで、第二項第四号又は第五号に掲げる事項又は書類（以下、「書類等」という。）を変更使用とする場合は、その内容と変更理由を記載した変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 実施法人は、指定講習について、第四条に記載した書類等（前項に掲げる事項を除く）を変更したときは、二週間以内にその変更内容及び時期を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 実施法人は、指定講習を取りやめたときは、遅滞なく、その理由を記載した取消申請書を知事に提出しなければならない。

(知事の指示等)

第八条 知事は、指定講習の実施に際し必要があると認めるときは、実施法人に対して必要な事項を指示し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(指定の取消し)

第九条 知事は、実施法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- 一 指定の取消しを申請したとき
 - 二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき
 - 三 指定講習を実施しなかったとき
 - 四 第五条に規定する指定基準に適合しなくなったとき
 - 五 第七条に規定する承認、届出を怠ったとき
 - 六 前条の知事の指示又は資料の提出に応じなかったとき
 - 七 指定講習の実施に関し不誠実な行為をしたとき
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、実施法人に指定を取り消した理由を記載し、その旨を通知するものとする。

(指定等の公表)

第十条 知事は指定を行ったときは、実施法人の名称及び住所、講習の内容を公表するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(指定講習の実施結果の報告)

第十一条 実施法人は、指定講習を実施したときは、三月以内にその実施結果を知事に報告するものとする。

附則

この要項は、平成25年10月16日から施行する。